

徳山青果精算株式会社の令和元事業年度の決算に関する書類の提出について

徳山青果精算株式会社の令和元事業年度の決算に関する書類を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の2第1項及び市長の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例（平成25年周南市条例第7号）第2条第1項の規定により、別紙のとおり市議会に提出する。

令和2年8月17日 提出

周南市長 藤 井 律 子